福 医療福祉制度の申請はお済みですか?



妊産婦、乳幼児、母子家庭、父子家庭および重度心身障害者などの方が、医療費の助成を受けるためには申請が必要です。該当する方は必ず申請をしてください。 また、受給後に保険証が変更になったときも必ず届け出をしてください。

申問 国保年金課医療福祉係(☎内線2316)

□申請の手続き

表1を参照して必要な書類などを持参のうえ、国保年金課または各支所・出張所で手続きをしてください。

【表 1】

区分	対 象 者	所得制限	申請のときに必要なもの	
妊 産 婦	妊産婦		母子手帳、被保険者証、金融機関(郵便局を除く)の口座番号のわかるもの ※本人の口座のみ	
乳 幼 児	乳児(1歳未満の児) 幼児(1歳以上小学校入学前の児)		被保険者証、金融機関(郵便局を除く)の口座番号のわかるもの	
母子家庭	●母と子①18歳未満の児童を監督、保護する母子家庭の母とその子②20歳未満の障害児または高校在学者とその母●両親のいない子●両親のいない子を養育する配偶者のいない女子	あり(表2参照)	被保険者証、金融機関(郵便局を除く)の口座番号のわかるもの	
父子家庭	●父と子①18歳未満の児童を監督、保護する父子家庭の 父とその子②20歳未満の障害児または高校在学者とその父●両親のいない子を養育する配偶者のいない男子		※②の方は、障害の程度を 証明する書類または在学 を証明する書類	
重度心身 障害者な ど	 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方 身体障害者手帳3級(障害名が、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウィルス免疫機能障害)の交付を受けている方 療育手帳(判定A以上)の交付を受けている方 療育手帳(判定B)の交付を受けている方で、身体障害者手帳3級の交付を受けている方 特別児童扶養手当1級の支給対象の児童 障害年金1級の受給権者 	あり(表3参照)	被保険者証、障害の程度を 証明する書類 ※障害年金1級を受給して いる方は、その年金証書	

□所得制限

【表2】※母子・父子家庭で特定扶養親族(16~22歳)がいるときは、「老人扶養親族などの数」の金額に1人につき15万円を加算します。

扶養	乳 幼 児 ・ 妊 産 婦			母子家庭の母子・父子家庭の父子				
親族数	所 得	うち老人扶養親族などの数		所 得 うち老人扶養親族などの数		どの数		
机胀奴	制限額	1 人	2 人	3 人	制限額	1 人	2 人	3 人
なし	401.0万円	_	_	_	309.6万円	_	_	-
1 人	431.0万円	437.0万円	_	_	347.6万円	357.6万円	_	-
2 人	461.0万円	467.0万円	473.0万円	_	385.6万円	395.6万円	405.6万円	-
3 人	491.0万円	497.0万円	503.0万円	509.0万円	423.6万円	433.6万円	443.6万円	453.6万円

【表3】

● 重 度 心 身 障 害 者 な ど						
本人の	所得制限	扶養義務者などの所得制限				
所得の対象者	制限額	所得の対象者および制限額	扶養義務者などの範囲			
重度心身障害者	前年の所得が1000 万円以上	対象者の扶養義務者で、生計を維持する方 の前年の所得が1000万円以上	対象者の配偶者または扶養 義務者			